

## 丹沢スカイクラブ・入会講習（パラグライダー）規定

（入会講習規定の目的）

第1条 本規定は、丹沢スカイクラブ会則に基づき、入会希望者が安全に、また地域住民に迷惑をかけることなく、パラグライダーの入会講習を行うことを目的とする。

（入会講習の資格）

第2条 入会講習の資格

1. JHFまたはJPAのパラフライヤー登録が有効期間中であること。
2. JHFまたはJPAパイロット証取得後、1年以上又は50時間以上の飛行時間を有し高高度飛行の経験があること。
3. 安全と環境に気を配り社会的自覚と責任に基づいて行動できる者であること。
4. フライトに際して、役員の指示を必ず守れる者であること。

第3条 入会講習手続き

1. 入会講習誓約書（添付）に必要事項を記入させ、入会講習担当役員はこれを保管すること。
2. 入会講習料はその日の飛行が可能であった場合徴収すること。
3. 丹沢スカイクラブ入会講習規定の主旨を良く理解させること。  
飛行前の指示および注意事項を十分納得させた上で実技の確認を行うこと。

第4条 注意事項

1. 受験者は、事前に丹沢スカイクラブ入会案内書を読み内容を理解していること。
2. 入山チェックは9：00AMまでに駐車場で行うこと。
3. ランディング及び駐車場周辺にての違法駐車が無いよう指導すること。
4. 無線の周波数は原則として432.22MHzを使用すること。状況により変更する場合は会員に周知徹底すること。
5. 山頂までは協力しあい、できるだけ多くの乗り合いで移動すること。
6. エリア丹沢周辺の局地気象及び異常気流等は、事前に十分説明すること。
7. アウトサイドランディングしたときは速やかに状況を報告させ役員の指示に従うこと。
8. 入会講習期間中の飛行空域は三ノ塔、岳ノ台、横野（ML）3点区間内で行うこと。
9. 入会講習終了後は指定した場所に集合し、講習の評価報告を行うこと。  
下山チェックは忘れずに行なわせること。

（入会講習規定）

第5条 入会講習規定

入会講習の飛行は、強制強要してはならない。 本人の意思で決定させること。

1. 入会講習飛行条件

場所：エリア丹沢

気象：安全に飛行可能な状態であること

2. フライト講習の確認内容

1) テイクオフ技術

テイクオフの場所と

タイミングは慎重に判断すること。

- ・仲間との協調性
- ・テイクオフタイミングの判断
- ・機体立ち上げの技術

2) 飛行技術

飛行ルール及び飛行のマナーに問題がないこと、及び飛行中に予期せぬ事態が発生しても、確実に機体を安定させる技術を持ち合わせていること。

- ・直線飛行（偏流飛行）の技術
- ・キャノピー潰れからのリカバリー技術
- ・サーマルセンターリング及びリッジソアリングの技術

3) ランディング技術

対地高度約200m以上で指定されたランディング付近まで飛来し、気流の状況を判断し、連続して3回、安全に指定された場所に着陸する技術を確認する。

- ・高度処理場所の選定
- ・ランディングアプローチの取り方
- ・セーフティランディングの技術
- ・緊急着陸の技術

3. その他確認内容

1) フライヤーとしての姿勢

安全、環境などへの気配りや社会的責任など、基本的な考え方を持っているかどうか。

2) フライト知識

フライヤーとして基本的な飛行理論の知識を持っているかどうか。

3) 地域及びクラブ会員に対する協調性

クラブの維持、発展に対して積極的な協調姿勢を持っているかどうか。

(付則)

第6条 本規定は2000年7月1日より実施する。

第7条 2009年7月26日、第4条7項の一部削除を実施する。

第8条 2017年5月21日、「規程」をすべて「規定」に変更する。

第9条 2017年5月21日、「テスト」をすべて「講習」に変更する。

第10条 2017年5月21日、第2条1項2項、第3条1項、第4条2項3項4項9項10項及び第5条1項3項4項の変更を実施する。

第11条 2017年5月21日、第2条3項を削除し、4～5項を繰上改変する。

第12条 2017年5月21日、第4条の8項が欠番となっているため、9～10項を繰上改変する。

第13条 2017年5月21日、第5条2項を削除し、3～4項を繰上改変する。

## 丹沢スカイクラブ・入会講習（ハンググライダー）規定

### 第1条 本規定の目的

本規定は、丹沢スカイクラブ会則に基づき、入会希望者が安全に、また地域住民に迷惑をかけることなく、ハンググライダーの入会講習を行うことを目的とする。

### 第2条 入会講習の資格

1. 心身ともに健康であること
2. JHF フライヤー会員登録(または JAA フライヤー登録)が有効であること
3. ハンググライダーの JHF パイロット証以上の資格を保有していること
4. ハンググライダーによる 100 時間以上の飛行時間を有すること
5. 丹沢スカイクラブ員の推薦を受け、入会講習担当役員が適当と判断した者
6. 本会の趣旨を理解し、賛同していること
7. 安全と環境に気を配り社会的自覚と責任に基づいて行動できること
8. フライトに際して、役員の指示を必ず守れること

### 第3条 入会講習の合否

入会希望者は講習フライトを行ない、連続3本合格した場合に入会講習合格とする。

### 第4条 講習フライトの合否

講習フライトの合否は入会講習担当役員が判定する。

### 第5条

以下の項目に該当する場合、講習フライトを合格とする

1. メインランディング場の指定地内に安全にインサイドランディングすること
2. テイクオフ、フライト、ランディングに関する技術および知識に問題が無いこと
3. 安全への配慮が欠如していないこと

### 第6条

入会講習担当役員は入会希望者が会員として相応しくないと判断した場合、即座に入会講習を打ち切ることが出来る。

### 第7条 (講習フライトの手続き)

1. 入会希望者は入会試験誓約書(添付)に必要事項を記入し入会講習担当役員に提出すること。
2. 入会希望者は入山前に入山チェックを行うこと。
3. 入会希望者は推薦会員または入会講習担当役員の立会いの元、ランディング場を確認すること
4. 入会講習担当役員は講習フライト終了後に指定した場所で講習の評価報告を行うこと。

5. 講習フライトを行った場合、会則に定める入会講習料を徴収する。
6. 入会希望者はフライトの有無にかかわらず、下山チェックを行うこと。

#### 第8条 (フライト講習の実施)

講習フライトは推薦会員および入会講習担当役員の立会いのもとで行う。

#### 第9条

推薦会員は入会講習飛行者のテイクオフおよびフライトのサポートをすること。

#### 第10条

入会希望者は推薦会員および入会講習担当役員の指示に従ってフライト講習を行う。

#### 第11条

推薦会員および入会講習担当役員は気象条件やエリアの状況、入会希望者の技術等によりフライト中止やフライト時間の制限を指示できる。

#### 第12条

会員のフライトは入会講習飛行者のフライトよりも優先される。

#### 第13条

講習フライトは1日1本とする。ただし入会講習担当役員が妥当と判断した場合、変更することが出来る。

#### 第14条 (フライト範囲)

1. 入会希望者のフライトは次の空域内とする。  
岳の台-塔の岳間の丹沢表尾根より海側 (南側)  
菜の花台尾根より西側  
大倉尾根より東側  
水無川より山側 (北側)
2. ただし入会講習担当役員が必要と認めた場合、フライト範囲を変更することが出来る。

#### 第15条 (禁止事項)

講習フライトにおいて、以下の事項は禁止する。

1. クロスカントリー飛行。入会講習担当役員が指定したランディング場以外への着陸。
2. エアロバティック飛行 (ループ、ウイングオーバー等)。
3. ゴルフ場、県立秦野戸川公園など、会則や規定で定めるランディング禁止場所へのランディング。
4. 北幼稚園、北小学校、北中学校の上空のフライト。
5. 高圧線を含む電線、高速道路高架橋および吊り橋などの上下左右100m以内のフライト。
6. その他会則や規定、法律で定められた禁止事項に抵触する行為。

#### 第16条 (注意事項)

講習フライトにあたって、以下の事項を注意すること。

1. フライトは会則、規則およびフライトルールを守ること。
2. フライトの安全は入会希望者本人が自己の責任により確保すること。
3. プリフライトチェックおよびハングチェックを必ず行うこと。
4. ランディングおよび高圧線の位置を常に確認すること。
5. フライト中は指定の無線周波数を受信し、また返答できるようにすること。

#### 第 17 条 (アウトサイド・事故)

入会希望者はアウトサイドランディングや事故を起こした場合、以下のように対処すること

1. 入会講習担当役員に速やかに状況を報告し、指示に従うこと。
2. 入会希望者は自己の責任において、会則に従って誠実に対処すること。
3. 会則に定めがある場合は罰金を徴収する。
4. 重大な事故の場合、今後一切のフライトを禁止する場合がある。

#### 第 18 条 (入会手続き)

入会希望者は入会講習合格したら速やかに入会手続きを行うこと。

#### 第 19 条

入会手続きは以下のとおりとする。

1. 会則に定める入会金および年会費を納付する
2. 入会申請書および誓約書を事務局に提出する

#### 第 20 条

事務局は入会手続きの完了を確認したら入会処理を行ない、入会希望者に会員番号を通知すること。

#### 第 21 条 (改廃)

本規定の改廃は役員会にて決定し、決定後速やかに会員に周知徹底する。

#### 第 22 条 (付則)

本規定は2001年7月1日より実施する。

第 23 条 2017年5月21日、「規程」をすべて「規定」に変更する。

第 24 条 2017年5月21日、「テスト」をすべて「講習」に変更する。

第 25 条 2017年5月21日、第7条2項の変更を実施する。